

政HOt二ュ

日本共産党京都市会議員団

http://cpgkyoto.jp

No. 12 2024年6月25日 | TEL | 222-3728 | FAX | 211-2130 | E-mail | info@cpgkyoto. jp

訪問介護報酬削減への対策を求める意

5月市会

全会一致で可決!

国が 4 月に行った訪問介護報酬改悪に対し、多くの介護事業者、市民が怒りや不安の声を上げ、京都市会に も、撤回・改善を求める請願が寄せられました。そうした声をうけ、5 月市会終了本会議では、介護事業者等の 実態調査と必要な措置を求める意見書が、全会一致で可決しました。全文は以下の通りです。

介護従事者の処遇の改善に資する必要な措置を求める意見書

(令和6年6月20日提出)

京都市会では、令和5年10月に介護報酬等の物価高騰・賃金上昇への対応を求める意見書を国に提出したところ である。

こうしたことも踏まえ、令和6年度の介護報酬改定においては、介護報酬全体として1.59%の増額改定、さら に、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の 増収効果として0.45%を見込み、合計で2.04%相当の増額改定となったことで、介護従事者の賃上げや今般 の物価高騰への対応がなされたものである。

一方で、訪問介護については、国が実施する介護事業経営実態調査において、収支差率が全サービス平均を大きく 上回っていたことを踏まえて基本報酬が減額改定となったことにより、とりわけ小規模・零細事業所からは、経営が 厳しい、あるいは処遇改善加算の算定を得ることが難しい、ベースアップが確実に実行される保証がない、といった 声が寄せられている。

こうした中、令和6年6月5日の衆議院厚生労働委員会においては、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を 促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件」について、全会 一致で決議されたところである。

よって国におかれては、介護事業所の経営安定化と、介護サービスを担う優れた人材の確保及び定着をより一層促 すため、下記の事項に取り組まれるよう要望する。

記

- 1 今般の衆議院厚生労働委員会の決議を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定の影響について、訪問介護事業所を はじめとする介護事業者等の現場の実態を速やかに調査・検証をすること。
- 2 その調査・検証の結果、介護従事者の処遇の改善及び経営の安定化に資する対策を早急に検討し、必要がある と認めるときは、3年に1度の報酬改定の時期を待たずして速やかに措置を講じること。また、介護報酬の増額改定 等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないよう全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。